

太田市小口資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市中心企業・小規模企業振興基本条例（令和3年太田市条例第18号）の規定に基づき、群馬県と提携し、金融機関及び群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、市内中小企業者の信用力及び担保力の不足を補い、小口資金を融資することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険法 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）をいう。
- (2) 中小企業者 群馬県小口資金融資促進制度要綱（平成7年3月30日群馬県制定。以下「県要綱」という。）第2条第1号に規定するものをいう。
- (3) 金融機関 保証協会と債務保証契約を結んだ金融機関をいう。

(資金措置)

第3条 市長は、金融機関に対し、予算の範囲内において、資金を預託するものとする。

- 2 前項の規定による預託期間は、預託を行った年度の末日までとする。
- 3 第1項の規定による預託の条件については、市と金融機関との協議による。

(融資対象)

第4条 融資を受けることができる者は、市内に店舗、工場又は事業所を有し、1年以上継続して同一業種に属する特定事業（保険法に定める特定事業をいう。）を営み、市税（国民健康保険税を含む。）を完納している中小企業者とする。

(融資条件)

第5条 融資の条件は、次のとおりとする。

項目	条件
融資限度額	1,250万円
融資利率	市が金融機関と協議して定める。
融資期間	運転資金6年以内（うち据置き6月以内） 設備資金8年以内（うち据置き6月以内）
償還方法	元金均等月賦償還又は一括償還とする。
保証人	金融機関の定めるところによる。
信用保証	保証協会の保証を付する。

(申請手続)

第6条 融資を受けようとする者は、信用保証委託申込書に関係書類を添えて金融機関に申し込むものとする。

(信用保証)

第7条 金融機関が融資を行ったときは、保証協会は、当該債務の保証を保険法に基づく保険に付するものとする。

(出えん金)

第8条 市は、保証協会に対し、予算の範囲内において、保証協会との契約により出えんをするものとする。

(保証業務)

第9条 保証協会の保証業務については、この要綱に定めるもののほか、保証協会の定款及び業務方法書によるものとする。

(損失補償)

第10条 市は、保証協会が保証した債務のうち、代位弁済した金額に対し、別に定める損失補償に関する契約により予算の範囲内で損失を補償する。

(保証協会に対する補助)

第11条 市は、保証協会が第5条に規定する保証に係る保証料を軽減するため、一般の保証料率より低率の保証料率を定めた場合は、低率にしたことによる保証協会の収入減を軽減するため、当該収入減額の2分の1を限度として、保証協会に補助を行うものとする。

(本資金の借換え)

第12条 中小企業者は既往の本資金債務を本資金により借換えを行う場合は、既往の本資金債務の融資残高が既往の本資金債務の融資額に0.5を乗じた金額を下回り、かつ、既往の本資金債務の融資残高が200万円以上でなければ利用することはできない。

2 前項に規定する借換えを利用できない場合は、太田市中小企業経営安定資金融資要綱(平成17年3月28日太田市制定)第5条に規定する経営安定借換資金(以下「経営安定借換資金」という。)を利用することができる。

3 第1項の規定による借換えと、他の太田市制度融資の併用をすることはできない。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市小口資金融資要綱（平成6年4月1日太田市制定）、尾島町小口資金融資促進条例（平成7年尾島町条例第28号）、新田町小口資金融資促進条例（平成7年新田町条例第22号）又は藪塚本町小口資金融資促進条例（平成7年藪塚本町条例第17号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第12条に規定する借換えは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に融資の申込みがあった場合に限る。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。